

## < 研究報告 >

# 母子保健活動における市町村保健師の役割 — 母子保健事業担当者の“なんとなく気になる”と 捉える妊婦と子どもの事例から —

蘇武彩加

岩手県立大学看護学部

### 要旨

母子保健事業担当者が捉える、いわゆる「なんとなく気になる事例」を整理し、今後の母子保健活動に寄与するための基礎資料とすることを目的に、岩手県の全市町村 33 か所に質問紙調査を実施した。その結果、「なんとなく気になる」妊婦の事例は【支援者が乏しいと思われる事例】など 6 つに分類され、子どもの事例は【児の発育・発達は年齢相応だが、母と子の間に距離感が感じられる事例】など 7 つに分類された。母子保健活動における市町村保健師の役割として、「対象と信頼関係を築き、医療機関との関係を強化すること」「支援者の適切なアセスメント力・スキルを向上させ、保健所等と協働した母子保健活動を展開すること」「“なんとなく気になる”と捉えた妊婦や子どもの事例から把握したことを日頃の母子保健活動における各種保健事業に反映させ、行政保健師として地域に生じている健康課題に対して対策を講じていくこと」が考えられた。

キーワード：市町村保健師，役割，気がかり，妊婦，子ども

### はじめに

近年の母子保健を取り巻く状況は、少子化や核家族化、働く女性の増加、ライフスタイルの変化など社会状況の変化を受け、複雑化・多様化している。健やか親子 21（第 2 次）では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指して、3 つの基盤課題のほか、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」が重点課題に挙げられている（厚生労働省，2014）。また、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期の母親の育児不安やうつ状態は、子どもの虐待の誘因になることも指摘され、2019 年に改正母子保健法が公布され、産後ケア事業の法定化など、施策の充実も図られている。近年、住民により身近な母子保健サービスの提供を目指し、多くの母子保健サービスの提供は市町村が実施し、都道府県は、母子保健法や地域保健法に基づき、市町村間の連絡調整や技術的助言等を行うこととされている。

このような中、母子保健の対象者となる母子において、明らかな要支援者のほか、複数の課題を抱えた支援困難ケースもみられる。また、支援者がアセスメントをし、明らかな異常とは言えないものの“気になる”という理由で要支援事例として拾い上げられるケースも多い。このような支援者がアセスメントをし、明らかな異常とは言えないものの“気になる”という理由で要支援事例として拾い上げられるケースは、いわゆる「なんとなく気になる事例」とされる。地域において母子保健を担う支援者は、要支援者や複数の課題を抱えた支援困難ケースへの対応に加え、いわゆる「なんとなく気になる事例」への支援も求められ、支援の難しさから支援に苦慮し、疲弊することになっている。

地域において母子保健を担う支援者として保健師の活動は、母子をはじめとする個への支援だけでなく、集団や地域全体への支援を行うという特徴があ

る。そのなかで、地域の健康問題に対しての活動を積み重ね、施策化していくことが求められている。そのため、保健師は個々の事例への支援を丁寧に行うことは言うまでもなく、各事例への支援を振り返り、支援の方向性を検討することや、必要に応じて、同じような課題を抱えている集団や地域に向け事業を展開したり、さらには制度やサービスを創出したり、行政としての取り組みも求められている。

しかし、「なんとなく気になる事例」への対応は、個別性が高いとの理由から、対応や課題について、客観的にまとめられることは少ない。気になる母子や子どもに関する研究は、大塚他（2018）や服部他（2019）の研究などのように、対象への支援における他機関・他職種との連携に関する研究や、松原（2015）の研究などのように、健康診査の場面で保健師が気になる母子の様子の実際を明らかにしたものなどである。

以上のことから、地域で母子保健活動に関わる母子保健事業担当者が捉える、いわゆる「なんとなく気になる事例」を客観的に整理し、そのような事例への対応等の課題を分析し、今後の母子保健活動に生かしていく必要がある。

## 研究目的

母子保健事業担当者が捉える、いわゆる「なんとなく気になる事例」を整理し、今後の母子保健活動に寄与するための基礎資料とすることである。このことにより、これまで各事業担当者や個々の保健師が抱えていたと思われる、いわゆる「なんとなく気になる事例」への支援の課題や対応等について客観視することができ、今後の母子保健活動における市町村保健師の役割を検討する一助とすることができる。

## 用語の定義

本研究では、以下の用語について定義した。

なんとなく気になる事例：対象事例について、何らかの診断の有無に関わらず、対象の身体的側面や心理的側面、社会的側面において、母子保健事業対象者が主観的に“気になる”事例。何らかの問題があるのではないかや、何らかの支援が必要ではないかと感じたり、捉えたりした事例。

## 研究方法

### 1. 調査対象

岩手県の全市町村 33 か所の役所において母子保健事業を担当する者。

母子保健事業担当者は市町村により異なるが、一般的に、保健師、助産師、看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、保育士などが挙げられる。

### 2. 調査方法

自記式質問紙調査を作成し、郵送により調査依頼文書と調査用紙を母子保健事業担当者 1 名に送付した。調査協力に同意する場合は、調査用紙に回答後、返送を依頼した。

### 3. 調査内容

- 1) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもの具体的事例
- 2) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもの支援での医療機関との連携における課題と現状での対処方法
- 3) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもへの支援の課題において、保健所や県担当部局等に期待すること

### 4. 調査期間

2019 年 12 月～2020 年 1 月。

### 5. 分析方法

母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもの具体的事例および、母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもの具体的事例への支援での医療機関との連携における課題について、内容の類似性をもとに整理した。分析において、信頼性と妥当性を確保するため、地域看護学研究者のスーパーバイズを受けながら繰り返し検討した。

### 6. 倫理的配慮

本研究は岩手県立大学の研究倫理審査委員会の倫理審査を受審した（承認番号 336）。

調査の趣旨、調査の協力は自由意思によるものであること、拒否しても不利益を生じないこと、調査結果の公表、研究終了後の質問紙の破棄について依頼文書に明記し、無記名での回答を依頼した。また、調査用

紙への回答及び返送をもって協力の同意を得たものとした。

## 結果

質問紙調査には、17市町村から回答があった（回収率 51.5%）。項目毎に未回答を除いたものを分析対象とした。

### 1. 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもの具体的事例

#### 1) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦の具体的事例（表1）

16市町村から具体的事例の回答を得た。内容は、「母子健康手帳交付時、あくびが多くみられ説明にも上の空のような雰囲気、同席していた夫にも注意されていた。届出書の書類に読めない漢字があり、夫からのサポートで記入していた」や「母子健康手帳交付時の面談において、何回か同じ質問を繰り返す等、理

解力の低さが見られた」など【精神疾患や知的障害等が疑われる事例】や、「未入籍でパートナーのことをあまり話したがらない」など【未入籍でパートナーからの協力が乏しい事例】、「夫には相談できるが実母には相談できない妊婦」など【支援者が乏しいと思われる事例】、「高齢初妊婦、不妊治療にて妊娠。母子健康手帳交付時から質問や確認が多い。反対に、こちらからの質問には具体的に聞きこまないと答えが返ってこない」や「20代前半、第3子の妊娠中の妊婦で、口数が少なく、こちらからの問いかけに対してうなづきや首をかしげることが多く、答えてくれるのを待っていると少しずつ話す程度」など【質問に対して明確な回答がないなど、コミュニケーションが取りづらい事例】、「若年妊婦で、妊娠がわかったときの気持ちに「戸惑った」あるいは「なんとも思わない」の回答があった」など【妊娠を肯定的に受け止めていないことがうかがえる事例】、【複数の課題を抱えていると思われる事例】の6つに分類された。

表1. 母子保健担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦の事例（n=16）

分類	事例
精神疾患や知的障害等が疑われる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時、あくびが多くみられ説明にも上の空のような雰囲気、同席していた夫にも注意されていた。届出書の書類に読めない漢字があり、夫からのサポートで記入していた。</li> <li>表情が乏しい。返答に時間がかかる。清潔感がなく、服装がちぐはぐ、既往歴は無しとなっているが、明らかに対人関係が苦手な印象を受けた。</li> <li>母子健康手帳交付時の各種書類の記載に時間を要し、不備も多かった。説明に対しては頷き、了承するが理解の程度が不明なところがあった。</li> <li>母子健康手帳交付時の面談において、何回か同じ質問を繰り返す等、理解力の低さが見られた。</li> <li>母子健康手帳交付時に記載する書類において、同席した夫に逐一確認しながら記入し、かなりの時間を要した。</li> </ul>
未入籍でパートナーからの協力が乏しい事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>未入籍で入籍予定もなく、パートナーのことをあまり話したがらない。(2)</li> <li>未入籍で、パートナーの所在が不明。</li> </ul>
支援者が乏しいと思われる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>転入妊婦（町にゆかりがない）で里帰り出産もしない。</li> <li>夫には相談できるが実母には相談できない妊婦。</li> </ul>
質問に対して明確な回答がないなど、コミュニケーションが取りづらい事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢初妊婦、不妊治療にて妊娠。母子健康手帳交付時から質問や確認が多い。反対に、こちらからの質問には具体的に聞きこまないと答えが返ってこない。</li> <li>質問に対して、「はい」「困り感ない」「不安ない」と答えるケース。（答えたくないのか、考えることができないのか悩む）</li> <li>20代前半、第3子の妊娠中の妊婦で、口数が少なく、こちらからの問いかけに対してうなづきや首をかしげることが多く、答えてくれるのを待っていると少しずつ話す程度。</li> </ul>
妊娠を肯定的に受け止めていないことがうかがえる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>40代のキャリアをつんでいる独身女性が思いがけなく妊娠し出産することに決め、母子（健康）手帳をもらいに来たケース、母性が十分にあるのか、うまれてくる子に対し、どういう接し方をするのか、そっけない動作、声掛けになるのではないかなど気になった。</li> <li>若年妊婦で、妊娠がわかったときの気持ちに「戸惑った」あるいは「なんとも思わない」の回答があった。</li> </ul>
複数の課題を抱えていると思われる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>漢字の誤字・脱字、話しのまとまりがない、シングルでの出産、支援者が不在、母自身に精神疾患の既往あり、母自身のIQが低いといった複数の課題を抱える妊婦。</li> </ul>

2) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもの具体的事例 (表 2)

16 市町村から具体的事例の回答を得た。内容は、「発育、発達は年齢相応だが、他者への人なつこさが目立ち、親 (母) 元へ戻りがたい児」など【児の発育・発達は年齢相応だが、母と子の間に距離感が感じられる事例】や、「年齢、月齢のわりに多弁で、知識もあり過ぎる反面、体がふにゃふにゃしていて、不器用、発達にでこぼこがある児」や「課題には取り組めるが、興味がそれがちで、注意すれば直るが全体的に多動ぎみな児」など【児の発育・発達に遅れや凸凹があると感じられる事例】、「健診の間診等でのやりとりで、児にぼんやりした感じがあり、ある部分では課題をクリアしているが、できない部分も多く、保護者もコミュニケーションがとりにくいと感じた事例」など【児と保護者の両方に支援が必要と感じられる事例】、

【保護者の困り感が感じられない事例】、【養育環境に問題があると感じられる事例】、【医師と保健師で健診後の支援方法の判断が異なる事例】、【保育士から、集団の場における児の様子から相談を受ける事例】の 7 つに分類された。

## 2. 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもの支援での医療機関との連携における課題と現状での対処方法

1) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦の支援での医療機関との連携における課題と現状での対処方法 (表 3)

課題の有無では、『課題あり』が 9 市町村 (52.9%)、『課題なし』が 8 市町村 (47.1%) であった。

『課題あり』と回答した 9 市町村の課題は、【既存の情報共有システムが機能していない】や【医療機関へ

表 2. 母子保健担当者が捉える“なんとなく気になる”子どもの事例 (n=16)

分類	事例
児の発育・発達は年齢相応だが、母と子の間に距離感が感じられる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発育、発達は年齢相応だが、他者への人なつこさが目立ち、親 (母) 元へ戻りがたい児。</li> <li>・健診スタッフ等他者への距離が異常に近い児。児は時々母へ視線を向けるが、母は第 2 子を気にかけていたり、厳しく叱られたりしていた。</li> </ul>
児の発育・発達に遅れや凸凹があると感じられる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢、月齢のわりに多弁で、知識もあり過ぎる反面、体がふにゃふにゃしていて、不器用、発達にでこぼこがある児。</li> <li>・月齢に応じて個別のやり取りはできるが、集団の中では落ち着かない等、発達障害に含まれるのかなど判断に迷う児。</li> <li>・課題には取り組めるが、興味がそれがちで、注意すれば直るが全体的に多動ぎみな児。</li> <li>・3 歳児健診の間診でのやりとりにおいて、ちぐはぐな答えをする。設問に対して、「わかんない」との回答があったり、発音不明瞭で、意味理解の点において気になる児。</li> <li>・ことばの遅れや発音の不明瞭さ、落ち着きがなく視線が合いにくいなどの特徴がある児</li> <li>・母以外に抱っこされた際にずっと泣き続け、泣き止むことがなく、泣き方も激しい 4 か月児。その後の 6 ヶ月健診や 9 ヶ月健診でも泣いていた事例。</li> <li>・話す言葉が大人びており、論理的に話す児。</li> </ul>
児と保護者の両方に支援が必要と感じられる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の間診等でのやりとりで、児にぼんやりした感じがあり、ある部分では課題をクリアしているが、できない部分も多く、保護者もコミュニケーションがとりにくいと感じた事例。</li> <li>・児の言葉遅れがあり、母はシングルで、十分な養育ができていない様子が伺える事例。また、健診の未受診が続いている事例。</li> <li>・乳児期に泣き続けたり、視線が合いにくいなど母親の訴えも気になる事例。</li> </ul>
保護者の困り感が感じられない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診時の身体測定や診察における児の極度の怯えや落ち着きのなさについて、親が問題視していない事例。</li> </ul>
養育環境に問題があると感じられる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親や祖父母が個性的で養育環境が気になる。</li> <li>・発達に問題はなく、発育も良好であるが、生活環境の中で、寝る時間が遅い等が見られる事例。</li> </ul>
医師と保健師で健診後の支援方法の判断が異なる事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の場面で、保健師としては「医療機関での経過観察が必要」と思われたが、医師は「保健センターで経過観察」との判断をし、「要経過観察」という判断は医師と保健師と共通であったが、その後の対応の仕方について判断が異なった事例。</li> </ul>
保育士から、集団の場における児の様子から相談を受ける事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園の先生からの相談で、「泣いている子がいるとその子のそばで泣いてしまう児。個別では指示理解がよいが、集団になると指示理解ができない」児で、1 歳 6 か月児健診や 2 歳児健診、3 歳児健診においてフォローにならなかった児。</li> </ul>



の情報提供の判断がつかない】、【関係性を築きにくい医療機関がある】の3つに分類された。

課題に対する現状での対処方法では、「妊婦健診にて気になるケースがある場合、産科医療機関より情報提供いただくようにしている」や「電話による照会や妊婦健診の結果等を見て、支援が必要と判断された場合は、保健師間での共有及び医療機関との連携を行っている」、「連携を取りにくくても、医療機関に伝えなければいけない情報は伝え、進捗状況について課内で共有しながらケースの対応にあたっている」などが挙げられた。

2) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもの支援での医療機関との連携における課題と現状での対処方法 (表4)

課題の有無では、『課題あり』が9市町村 (52.9%)、『課題なし』が7市町村 (41.1%)、無回答が1市町村 (5.9%) であった。

『課題あり』と回答した9市町村の課題は、【相談体制の不備】や【保護者の問題意識の欠如により他機関

につなげられない】、【支援者の“なんとなく気になる”レベルでの課題共有は難しい】、【保健師がスーパーバイズを受けられない】の4つに分類された。

課題に対する現状での対処方法では、「市町村の相談事業等で保護者の不安に対応しながらつないでいる」、「集団生活 (活動) での親の気づきなど、保護者の気づきを促すよう、関係機関と共有し対応している」や「関係する支援者からの情報収集を行いながら、必要時情報共有しながら連携するよう努めている」、「小児科医師に相談している」などが挙げられた。

3. 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもへの支援の課題において、保健所や県担当部局等に期待すること

1) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦への支援の課題において、保健所や県担当部局等に期待すること

母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる

表3. 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦の支援での医療機関との連携における課題と現状での対処方法 (n=9)

分類	課題	現状での対処方法
既存の情報共有システムが機能していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健診の受診状況や結果を把握するため、既存の情報システム (いーはとーぶ) を確認するが、全医療機関でシステムに入力しているわけではなく、不明なことも多い。</li> <li>いーはとーぶがうまく活用されていないと感じる。</li> <li>ケース連絡とまではいかない場合、いーはとーぶ等を活用して母子 (健康) 手帳交付時の様子から健診時の様子まで、細やかに情報共有ができる仕組みになっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接医療機関と電話等で情報提供を求めている。</li> <li>妊婦健診にて気になるケースがある場合、産科医療機関より情報提供いただくようにしている。</li> </ul>
医療機関への情報提供の判断がつかない	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定妊婦にあげるほどでもないが、なんとなく気になる場合のケースについては、医療機関に情報提供すべきか判断に迷う。(2)</li> <li>なんとなく気になる妊婦と捉えたケースについて、日頃から連携し、情報共有している医療機関の場合は良いが、初めて関わる医療機関等は躊躇する場合がある。</li> <li>相談室がある医療機関とは情報交換しやすいが、個人の産科医療機関に対しては「なんとなく気になる」程度の妊婦について連絡しづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話による照会や妊婦健診の結果等を見て、支援が必要と判断された場合は、保健師間での共有及び医療機関との連携を行っている。</li> <li>妊婦の状況について情報収集しつつ、医療機関との情報共有が必要と判断した場合、連携するようにしている。(2)</li> </ul>
関係性を築きにくい医療機関がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内医療機関とは連携が図られており、妊娠中や出産後も健診の状況、訪問等の様子など、情報共有ができていますが、里帰り出産などで市外に行った場合、連携がうまくいかない場合がある。</li> <li>医療機関によっては、情報提供をする相手が事務の場合があり、地域と連携して支援にあたるために具体的な病院の体制を整えることが難しい施設がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠中に電話や訪問などで状況確認をし、不安の軽減、関係づくりに努め、産後早期に産婦本人に体調等確認し、その後訪問対応をしている。妊娠中「なんとなく気になる」対象には、産後も支援が必要な場合が多く、切れ目なく対応するよう心掛けている。</li> <li>連携を取りにくくても、医療機関に伝えなければいけない情報は伝え、進捗状況について課内で共有しながらケースの対応にあたっている。</li> </ul>

表 4. 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもの支援での医療機関との連携における課題と現状での対処方法 (n=9)

分類	課題	現状での対処方法
相談体制の不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療機関が少なく、受診するまでに時間がかかったり、診断後に保護者が安心して相談できる職員や体制が整っていない。</li> <li>・発達が気になる子どもで、親が受診を希望したとしても、予約から実際の受診までに年何位の時間を要する。(2)</li> <li>・発達面で保護者に紹介できる専門の相談機関が近くにない。</li> <li>・健診等で身体・心理面共に発達の遅れが疑われる児の受け入れ先がない(医療機関での受け入れにも限りがあるため難しい)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村で行っている発達相談や健診、健康相談で経過をみている。</li> <li>・市町村の相談事業等で保護者の不安に対応しながらつないでいる。</li> <li>・受診までの間に利用できる社会資源の情報提供や保護者の困り感等に対し随時相談対応している。</li> <li>・保護者から相談がある際は応じている。</li> <li>・保育園との連携に努めている。</li> </ul>
保護者の問題意識の欠如により他機関につなげられない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に困り感がない場合が多く、医療機関のみならず、他機関へのつながりが難しい。</li> <li>・問診で要支援であると判断しても、保護者の受け入れが困難な場合がある。</li> <li>・こちらが気になったことを保護者が受け止め、納得してもらえないと病院につなげられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団生活(活動)での親の気づきなど、保護者の気づきを促すよう、関係機関と共有し対応している。</li> <li>・市町村で経過観察をし、親子に対し関係性を築き、受け入れてもらえるような関わりをしている。</li> </ul>
支援者の“なんとなく気になる”レベルでの課題共有は難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔が見える関係のある小児科医や医療相談等ケースワーカーさんがいる場合は連携しやすいが、医師やケースワーカーがいない場合、“なんとなく気になる”という段階での連携が難しいと感じる。</li> <li>・気になる児については、保育所等への園訪問を行ったり、園長先生や担当の先生と情報共有を行っているが、医療機関との連携は明らかに治療が必要と思われる児についてのみ行っており、“気になる”というレベルでは難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する支援者からの情報収集を行いながら、必要時情報共有しながら連携するよう努めている。</li> <li>・園訪問や母からの聞き取りの中で、支援が必要と判断した場合には療育支援へつなげている。</li> </ul>
保健師がスーパーバイズを受けられない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師の見立てや判断について、スーパーバイズしてくれる専門職がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科医師に相談している。</li> </ul>

る」妊婦への支援の課題で「課題あり」とした9市町村のうち、4市町村から回答を得た。回答内容は、「研修会の企画・開催」と「情報共有システムの効果的な運用と体制の整備」が各2件挙げられた。

2) 母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもへの支援の課題において、保健所や県担当部局等に期待すること

母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもへの支援の課題で「課題あり」とした9市町村のうち、4市町村から回答を得た。回答内容は、「医療機関や相談機関の充実」や「医療との連携に関する支援者間のネットワークづくりや研修会の開催」、「保健師のスキルアップのための研修会の開催」、「療育に特化した専門職の育成と地域への派遣」が挙げられた。

## 考察

### 1. 母子保健担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦の事例の現状

母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦の具体的事例において、【精神疾患や知的障害等が疑われる事例】が挙げられた。妊娠期は妊娠による心理的ストレスにより、精神的に不安定になることは当然であり、妊娠をきっかけにうつ状態などのメンタルヘルス不調がもたらされることが考えられる。また、近年の周産期統計において、妊産婦が有する合併症は身体的疾患だけでなく、精神疾患も一定数あることが明らかとなっており(厚生労働省, 2015)、妥当と言える。そして、母子保健事業担当者がこのような事例を挙げる理由として、児童虐待のハイリスク要因に母親のメンタルヘルス不調があることが考えられる。令和2年度の全国児童相談所の児童虐待相談対

応件数は、205,029 件に達し、毎年増加し続けている（厚生労働省，2021）。子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）によると、心中以外の虐待死の主たる加害者は「実母」が46.3%であり、養育者（実母）の心理的・精神的問題等は22.0%に見られた。心中による虐待死では、主たる加害者は「実母」が68.4%であり、加害の動機として、「保護者自身の精神疾患，精神不安」が57.9%であった（厚生労働省，2020）ことからわかる。

また、【未入籍でパートナーからの協力が乏しい事例】や【支援者が乏しいと思われる事例】が挙げられた。妊娠期・産褥期を心身ともに健やかに過ごすためには、夫やパートナー、祖父母など身近な人からのサポートが必要であるが、「未入籍で入籍予定もなく、パートナーのことをあまり話したくない」や「夫には相談できるが実母には相談できない妊婦」などがあつた。我が国は元来、里帰り出産という言葉があるように、出産後の女性の重要な支援者として実母が位置付けられることは多い。しかし、「夫には相談できるが実母には相談できない妊婦」の事例は、実母を頼ることができない背景として、実家が遠いなどの物理的理由ではなく、妊婦と実母との関係性によるものと推察される。初妊婦の母親としての役割獲得について、実母からのサポートや実母との心理的結びつきが重要であることが指摘されているが（岡山，2016a；岡山，2016b），そのようなサポートが受けられない場合、妊婦の母親意識を確立させたり、母親役割を獲得したりすることに影響することが考えられる。

そして、【質問に対して明確な回答がないなど、コミュニケーションが取りづらい事例】や【妊娠を肯定的に受け止めていないことがうかがえる事例】も挙げられた。具体的事例には、高齢初妊婦や若年妊婦の例があつた。「若年妊婦で、妊娠がわかったときの気持ちに「戸惑った」あるいは「なんとも思わない」の回答があつた」は、虐待のリスクもあることから、気になる事例として挙げられたと考える。令和2年度がん等疾病予防支援システムに参加した岩手県における市町村の妊娠届者のアンケート調査によると、妊娠届出時の妊婦の年齢は、19歳以下が1.1%、35歳以上が23.5%であり、「今回の妊娠を知ったとき嬉しかったですか」の質問については、「はい」92.2%、「いいえ」0.7%、「どちらともいえない」7.1%であつた。妊婦の年齢別でみると、「いいえ」と回答した者の割合は、19歳以下が4.1%で最も多く、「どちらともいえない」

と回答した者の割合は40歳以上が最も高く、11.0%であつた（岩手県環境保健研究センター，2020）。「40代のキャリアをつんでいる独身女性が思いがけなく妊娠し出産することを決め、母子（健康）手帳をもらいにきたケース。母性が十分にあるのか、生まれてくる子に対し、どういう接し方をするのか、そっけない動作、声かけになるのではないかなど気になった」との事例から、予期せぬ妊娠や望まない妊娠は、母性の確立や母子愛着形成不全などにより、児童虐待や育児放棄などの問題に発展しかねないことがうかがえた。

さらに、社会環境の変化、妊娠出産年齢の上昇など様々な社会的背景をふまえ、妊婦の置かれている状況も多様であることから、【複数の課題を抱えていると思われる事例】が挙げられたと考えられる。

大河内他（2021）は大学病院小児歯科外来従事者の認識する「気になる母親」として、【子どものケアを怠っている母親】【子どもの健康を守り支えることが難しい母親】【子どもの自立を促す親子関係を結べない母親】【集団の中で目立つ母親】を明らかにしている。小児歯科外来という特性から、子どもへの関わり方などを通して「気になる母親」としている側面が大きい。【集団の中で目立つ母親】としてコミュニケーションや態度の面などで母親自身のことが述べられており、本研究に通じる部分もみられた。しかし、本研究で明らかになった母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦の事例は、健やか親子21（第2次）（厚生労働省，2014）の重点課題である「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」や「妊娠期からの児童虐待防止対策」に該当すると考えられる。地域において母子保健を担う保健師などが、地域で出会うそれぞれの母子に丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援を目指しているゆえのものであり、母子の多様性を尊重した子育て支援の表れであると考えられる。

## 2. 母子保健担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもの事例の現状

母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもの具体的事例においては、【児の発育・発達は年齢相応だが、母と子の間に距離感が感じられる事例】や【保護者の困り感が感じられない事例】、【養育環境に問題があると感じられる事例】から、児の発育・発達面での支援の必要性ではなく、保護者の児への関わりをはじめとする養育環境を問題視したり、何らかの支援を要すると捉えることがうかがえた。ま



た、「健診の問診等でのやりとりで、児にぼんやりした感じがあり、ある部分では課題をクリアしているが、できない部分も多く、保護者もコミュニケーションがとりにくいと感じた事例」など【児と保護者の両方に支援が必要と感じられる事例】は、「なんとなく気になる」妊婦の具体的事例でも挙げられたように、コミュニケーションが取りづらいことが挙げられた。これらは、服部他（2019）の助産師が認識する「気になる母子」の場面として、児への接し方や愛着に問題があると思われる場合を明らかにしているほか、黒川（2012）の保育者への調査において子どもへの愛情や関心が少ない保護者について明らかにしているものと同様であることがうかがえた。さらに、松原（2015）は1歳6か月児健康診査で保健師が気になる母子の様子を子どもの様子、母親の様子、母子関係の3側面で明らかにしており、発育・発達面だけでなく母親が子どもに示す関わり方として同様であった。

そして、【医師と保健師で健診後の支援方法の判断が異なる事例】も挙げられた。これは医師と保健師との見立ての違いであると言えるが、松原（2015）は、保健師は保健師のもつ普通や一般像に当てはまらない個性的なものを気になると捉える可能性があることを述べている。また、小澤他（1999）の言うように、気になった判断基準は保健師のもっている物差し、視点、枠組みからくる見立ての違いであることも否めないが、保健師は健診等で子どもの発育・発達面だけの問題ではなく、母子関係や住環境、育児のための各種ソーシャルサポートの有無などの養育環境も含め、トータルでアセスメントしていることから挙げられた事例と考えられ、地域における母子保健ならではの視点であることがうかがえた。

### 3. 母子保健担当者が捉える「なんとなく気になる」妊婦及び子どもの現状をふまえ、今後の母子保健活動における市町村保健師の役割

母子保健では、母親や家族に寄り添い、適切な支援につなげるのが大きな役割である。中でも、住民により身近な母子保健サービスの提供を目指していることから、市町村保健師の果たすべき役割は大きい。例えば、母子保健事業担当者は、各種健診場面などで母子に出会った際、明らかな異常を認めた場合、医療機関や相談機関につなぎ、母子が早期に適切な支援を受けられるようにする。しかし、本調査において、「なんとなく気になる」場合、妊婦及び子どもの支援

での医療機関との連携において、課題を抱えていることが明らかとなった。妊婦の場合、既存のシステムにより情報提供や情報共有が可能な場合もあるが、一方で、【既存の情報共有システムが機能していない】や【関係性を築きにくい医療機関がある】という課題もあった。また、子どもの場合、【相談体制の不備】や【受診までに時間がかかる】といった物理的課題と、【保護者の問題意識の欠如により他機関につなげられない】といった養育者の受け止めによる課題、そして【支援者の“なんとなく気になる”レベルでの課題共有は難しい】や【保健師がスーパーバイズを受けられない】といった支援者側のアセスメント力・スキル不足の課題があった。

これらのことから、今後の母子保健活動における市町村保健師の役割として3点述べる。

1) 妊婦や子どもといった対象だけでなく、家族員を含め信頼される関係性を築き、個々の事例への丁寧なアプローチを行い、医療機関との関係を強化する妊婦の場合、市町村の保健師は母子健康手帳交付時に最初の関わりがあり、支援の入り口を作ることが可能である。蘇武（2020）は、母子健康手帳交付の機会を重要な機会と捉え有効に活用し、妊婦やその家族の支援を行っていく必要があることを述べている。母子保健活動のポピュレーションアプローチで、全ての親子に関わる機会があることは強みである（鈴木、2021）。また、鈴木（2021）はポピュレーションアプローチの出会いの機会を生かして、信頼できる、頼れる人がいると認識してもらうことの重要性を述べている。つまり、市町村の保健師は機会を逃さず、対象個々とその家族員も含めて支援者として信頼される関係性を作る必要がある。対象と十分な信頼関係を築くことができれば、対象個々への支援において、対象の理解を得ることにもつながり、市町村と医療機関との連携においても、スムーズに情報共有することができる。

市町村の保健師が母子健康手帳交付時に、“なんとなく気になる”と捉えた場合、市町村の母子保健活動として妊婦家庭訪問を実施したり、市町村で実施する母親教室などの各種保健事業への参加の促しなどを通して、対象個々へアプローチができる。対象が自身にとって身近な支援者である市町村の保健師から気にかけてもらっていると感じられることは、その地域で子育てをしていくためのひとつの支えになると思われる。



今回の調査から妊婦の場合、「妊婦健診の受診状況や結果を把握するため、既存の情報システム（いーはと一ぶ）を確認するが、全医療機関でシステムに入力しているわけではなく、不明なことも多い」や「ケース連絡とまではいかない場合、いーはと一ぶ等を活用して母子（健康）手帳交付時の様子から健診時の様子まで、細やかに情報共有できる仕組みになっていない」という課題が明らかとなった。現状での対処方法として、「直接医療機関と電話等で情報共有を求めている」などがあったが、繰り返し医療機関に情報共有の必要性を説明し、市町村の保健師側からコンタクトを取り、医療機関との関係性を強化していくことが、対象にとって最も身近な支援者である市町村の保健師に求められる役割である。これは「なんとなく気になる」と捉えた対象者に限らず、広く母子を支援するという同じ目的を共有し、有機的な連携を図ることの必要性からも言える。そうすることで、妊娠届出による母子健康手帳交付から、妊娠期間中における市町村での各種支援、主に妊婦健康診査と産婦健康診査で対象に関わる医療機関の両方で、常に個々の対象をフォローできる体制を作ることが可能になると考える。一般的に出産後は再度、乳幼児健康診査をはじめ市町村で保健指導を行うことになるが、対象と妊娠期から関係性を構築していくことでスムーズにつながることができ、妊娠から出産、子育て期に渡り、対象への支援が途切れることなく行うことができる。これは健やか親子21（第2次）（厚生労働省、2014）の基盤課題の1つである「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」にもつながるものと考えられる。さらに、医療機関と市町村とが常にフォローできる体制・有機的な連携が図ることができれば、「“なんとなく気になる”程度の妊婦について連絡しづらい」といった課題や「“なんとなく気になる”子どもの支援での【支援者の“なんとなく気になる”レベルでの課題共有は難しい】という課題も改善されていくと考える。

2) 支援者の適切なアセスメント力・スキルを向上させ、保健所等と協働した母子保健活動を展開する

母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気になる」子どもの支援での医療機関との連携における課題として、【保健師がスーパーバイズを受けられない】などの支援者側のアセスメント力・スキル不足の課題が挙げられ、そういった子どもへの支援の課題において、保健所や県担当部局等に「保健師のスキルアップのための研修会の開催」、「療育に特化した専門職の育

成と地域への派遣」を期待していた。

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに生み育てるための基盤をつくる機能がある。そのため、対象となる妊婦や子どもは勿論、対象を取り巻く家族の心身面のアセスメントを適切に行っていく必要がある。まさに地域において母子保健を担う保健師の専門性を生かす必要がある。地域に暮らす母子の支援者である保健師のアセスメント力・スキル向上のためには、第一に、前述した個々の事例に対し丁寧に関わりをもっていくことであると考えられる。ひとつひとつの関わりの中で、根拠をもって対象を適切にアセスメントしていくことで対象を「みる」視点が養われていく。保健師は対象の身体面のアセスメントは勿論、心理・社会面など、精神疾患等との関連や地域での生活・暮らしとの関連も含めてみていくことが必要である。また、佐藤（2021）は支援者が対応が「難しい」と感じる事例をそうさせているのは何かを知り、その特徴を踏まえた上で、支援関係における「信頼」を育めるようにすることの必要性を述べている。このことから、保健師自身も支援者として対象を常に肯定的に捉えるようにすることや、対象を丸ごと受け止めるなどの姿勢で関わり、支援者として対象に十分に認知され、信用を得て、支援を提供できるようにすることも大切なスキルであると考えられる。

そして、それらと並行して、組織として地域に暮らす母子を支援するという意味で、支援者の適切なアセスメント力・スキルの向上が図られるよう、支援者も相談しやすい体制づくりや多職種連携などが必要である。具体的には、研修会等への参加や、学び合いの場の設定や雰囲気作り、スーパーバイズを受けられる体制づくりなどが考えられる。健やか親子21（第2次）の指標の1つである「母子保健分野に携わる関係者の専門性に取り組んでいる地方公共団体の割合」は、岩手県の現状として市町村で69.7%、県型保健所で100%（岩手県、2019）となっており、一定の評価はできる。しかし、岩手県は医療機関や子育て関連施設等の地域資源が乏しい地域も多く存在する上、母子を支援する専門職不足などの課題もあり、地域に暮らす母子を十分に支援できているとは言いにくい現状がある。母子保健法第8条には、「都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必

要な技術的援助を行うものとする」とあり、地域保健法第6条第8項には、「母性及び乳幼児」に関する事項につき、「企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う」とされている。母子の身近な支援者である市町村の保健師は、「なんとなく気になる」妊婦や子どもの支援をはじめ、日頃の母子保健活動において、保健所や県担当部局に対し、積極的に指導や助言を要請するなどし、協働していくことも必要だと考える。丹羽（2016）は岐阜県の保健所が管内市町村と協働した母子保健活動を振り返り、潜在する健康課題に対応した保健活動の起動や保健活動の相互学習ができることなどをメリットとして挙げていた。また、大分県（2018）では医療・保健・福祉・教育が連携し、「ヘルシースタートおおいた」による妊娠期からの切れ目ない支援体制として、母子保健における地域包括ケアシステムを構築している。県型保健所と市町村が連携して母子保健活動を展開しており、このなかで保健所保健師は、日々の市町村母子保健活動の中に保健所が関わる活動をしている。このことから日頃、地域に暮らす母子と関わりのある市町村の保健師から働きかけ、保健所等と協働して母子保健活動を展開していくことの必要性が言える。併せて、山縣（2021）は、母子保健対策における都道府県の役割を再認識する必要性を述べており、保健所や県担当部局には今後も市町村への専門的・技術的な支援が求められる。

3) 「なんとなく気になる」と捉えた妊婦や子どもの事例から把握したことを母子保健活動における各種保健事業に反映させ、行政保健師として地域に生じている健康課題に対して対策を講じる

「なんとなく気になる」事例は、個別性が高いとの理由から、客観的にまとめたり、課題を分析し事業化していくという視点が薄くなる傾向にあると思われる。しかし、保健師は必要に応じて、同じような課題を抱えている集団や地域に向け事業を展開したり、地域の課題として見立て、対策を講じることが必要である。そのため、普段の母子保健活動の中で実施している各種保健事業に反映させていく必要があると考える。鈴木（2021）は、保健師は育児の悩みが深くなる前の段階で関わるができることや、地域での子育て支援に関わる関係職と協力して適切な保健事業、子育て支援の場へつなぐ体制づくりの必要性を述べている。例えば、妊婦への健康支援として身体面や精神面、社会面などあらゆる側面を考慮し、妊娠届時の関わりをスタートさせるのが一般的であるが、対象者が

精神疾患等を抱える、あるいは疑われる場合は、早期に保健所等関係組織と積極的に連携を図って支援する仕組みを構築する。各種事業などで対象者と関わる際には、表に出てこない・出てきづらい障害や症状などもアセスメントすることなどが挙げられる。また、妊娠を肯定的に受け止めていないことがうかがわれる事例や支援者が乏しいと思われる事例、コミュニケーションが取りづらい事例などがあることから、中高生を対象とした事業において、生と性に関する内容に留まらず、家族観の醸成を育む内容を充実させたり、コミュニケーション能力を含む人と人との関わりに関する内容を盛り込むなどの工夫も必要である。

近年、保健師が児童相談所に配属されるようになってきた。このことから、虐待予防の視点からそういった機関とつながり、予防的対策を講じていくこともできると考える。但し、田畑（2021）は児童相談所で支援できる対象は、通告や任意相談があったケースのみであり、全ての母子や住民を対象に支援することができないため、市町村の保健師が公衆衛生の専門職として、地域住民である親に対して切れ目なく支援することの必要性を述べている。

市町村における母子保健活動を担う保健師は、1事例1事例に向き合うと共に、その地域に生じている健康課題は何であるのかという客観的な分析を行い、地域の健康課題として見立て、対策を講じ、制度やサービスを創出するなど、行政保健師として、行政保健師の立場だからこそできることの取り組みが求められると考える。支援を要する事例は、支援を要する事例になる・ならざるを得ない社会的背景も課題であると考えられる。よって、保健師は地域の土壌作りにも力を注ぐ必要があるだろう。

## 研究の限界と今後の課題

本研究の対象者は、岩手県内33市町村の母子保健事業担当者で、全体の51.5%から得られた結果であること、回答者は各市町村の母子保健事業担当者1名としており、回答者の母子保健の経験年数や経験知等の影響を考慮できていない。今後は回答者の属性についても把握するとともに経験知等の影響も考慮し、母子保健活動における市町村保健師の役割の考察を深めていきたい。

## 結論

母子保健事業担当者が捉える「なんとなく気にな

る」妊婦の事例は、【支援者が乏しいと思われる事例】など6つに分類された。また、子どもの事例は【児の発育・発達に年齢相応だが、母と子の間に距離感が感じられる事例】など7つに分類された。

母子保健活動における市町村保健師の役割として、「支援者の適切なアセスメント力・スキルを向上させ、保健所等と協働した母子保健活動を展開すること」「なんとなく気になる」と捉えた妊婦や子どもの事例から把握したことを日頃の母子保健活動における各種保健事業に反映させ、行政保健師として地域に生じている健康課題に対して対策を講じていくこと」などが求められる。

## 謝辞

本研究にご協力いただきました、岩手県内各市町村の母子保健担当者の皆様に、心より感謝申し上げます。

本研究は2019年度公立大学法人岩手県立大学の学術研究費全学競争研究費の助成により実施した研究の一部である。

## 引用文献

服部律子, 武田順子, 名和文香, 他 (2019): 助産師が認識する「気になる母子」への対応と他機関との連携に関する研究, 岐阜県立看護大学紀要, 19 (1), 63-73.

岩手県 (2019): <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shien/boshihoken/1003352/1024198.html>

[検索日 2021年12月28日]

岩手県環境保健研究センター (2020): 令和2年度(2020年度)がん等疾病予防支援システム(市町村対象事業領域「母子健康手帳交付時」集計結果の概要), [https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/015/869/r021shichousongaiyou.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/015/869/r021shichousongaiyou.pdf)

[検索日: 2021年9月14日]

厚生労働省 (2021): 令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値), <https://www.mhlw.go.jp/content/000824359.pdf> [検索日 2021年9月10日]

厚生労働省 (2020): 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第16次報告)の概要, <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533867.pdf>

[検索日 2021年9月10日]

厚生労働省医政局地域医療計画課 (2015): 妊娠と周産期医療体制, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai->

10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000134646.pdf

[検索日 2021年9月10日]

厚生労働省 (2014): 健やか親子21(第2次)ホームページ, <http://sukoyaka21.jp>

[検索日 2021年9月10日]

黒川久美 (2012): 保育園における特別な支援を必要とする乳幼児の実態と課題—保育者へのアンケート調査より—, 南九州大学人間発達研究, 2, 57-68.

松原三智子 (2015): 1歳6カ月児健康診査で保健師が気になる母子の様子, 北海道科学大学研究紀要, 39, 1-8.

大分県 (2018): ヘルシースタートおおいたガイドライン(西部圏域版), <https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2020383.pdf>

[検索日 2022年1月5日]

岡山久代 (2016a): 初妊婦と実母との関係性モデルの検証, 日本周産期メンタルヘルス学会学会誌, 2(1), 67-71.

岡山久代 (2016b): 初妊婦と実母との関係性の変化—妊娠初期・中期・末期の比較—, 日本周産期メンタルヘルス学会学会誌, 2(1), 72-76.

大河内彩子, 船山ひろみ, 朝田芳信 (2021): 大学病院小児歯科外来従事者の認識する「気になる母親」, 熊本大学医学部保健学科紀要, 17, 67-74.

大塚敏子, 巽あさみ (2018): “気になる子ども”をもつ保護者への支援における保健師と保育士の連携経験と相互役割期待, 日本看護研究学会雑誌, 41(4), 651-663.

小澤道子・柳澤尚代 (1999): 気になる子どものサポート—多様な視点を持つ保健指導—, 医学書院, 東京.

佐藤純 (2021): 対応が「難しい」事例への支援における「信頼」, 保健師ジャーナル, 77(8), 641-645.

蘇武彩加 (2020): 人口減少が進む地域における母子保健体制に関する考察—母子健康手帳交付時の課題と対策—, 岩手看護学会誌, 14(1)(2), 75-85.

鈴木浩子 (2021): 母子保健における信頼—地域の子育て支援に対する母親の思い—, 保健師ジャーナル, 77(8), 62-657.

田畑奈津美 (2021): 児童相談所保健師によるDV対応と虐待予防—川崎市の事例—, 保健師ジャーナル, 77(7), 579-583.

丹羽員代 (2016): 市町村保健師と協働した保健所保健師の母子保健活動—市町村保健師の気



になる現象から展開する保健活動～, [http://www.nacphn.jp/02/block/pdf/b05\\_2016K\\_03.pdf](http://www.nacphn.jp/02/block/pdf/b05_2016K_03.pdf)

[検索日 2021 年 12 月 28 日]

山縣然太郎 (2021) : 母子保健行政における都道府県及び件型保健所の役割の再認識 総論, <http://>

[sukoyaka21.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/gakushu\\_01.pdf](http://sukoyaka21.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/gakushu_01.pdf) [検索日 2021 年 12 月 28 日]

(受付年月日:2021年12月3日,受理年月日:2022年1月31日)

## < Research Report >

# The Roles of Municipal Public Health Nurses in Maternal and Child Health Activities

– From the cases of pregnant women and children who are perceived as “somewhat concerning” by maternal and child health service personnel –

Ayaka Sobu

Faculty of Nursing, Iwate Prefectural University

## Abstracts

The aim of this study was to obtain basic data that would contribute to future maternal and child health activities by examining cases perceived as “somewhat concerning” by maternal and child health service personnel. A questionnaire survey was conducted at 33 locations (cities, towns, and villages) in Iwate Prefecture. The results for cases of pregnant women perceived as “somewhat concerning” were classified into six categories, including “cases that seem to have few supporters.” The cases of children perceived as “somewhat concerning” were classified into seven categories, including “cases in which the growth and development of the child are sufficient for their age, but a distance is sensed between the mother and child.” The following are considered the roles of municipal public health nurses in maternal and child health activities: 1) Strengthening the relationships with medical institutions by building trusting relationships with the target individuals; 2) Developing maternal and child health activities in cooperation with public health centers by improving the appropriate assessment skills of supporters; and 3) Reflecting on what was learned from the cases of pregnant women and children who were perceived as “somewhat concerning” in various health projects involving maternal and child health activities, and adopting measures by administrative public health nurses regarding health issues arising in the community.

**Keywords** : municipal public health nurse, role, concern, pregnant woman, child